

保育実習における経験録（試案）

Recorded Experiences for Pre-Service Practical Training in Childcare

開 仁 志

HIRAKI Hitoshi

本研究では、看護師養成、介護福祉士養成等で活用されている「経験録」を保育士養成に合わせて作成することを目指した。経験録があることにより、学生自身が、保育に対する課題や認識を明確にすることができると思う。保育士養成における卒業時の到達目標としては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による通知、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」¹⁾で示された教科目の教授内容を用い、具体的な到達度の項目作成にあたっては、経験録に近いかたちとしてチェックリスト形式で実習を振り返ることができる『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)²⁾の項目を参考に、保育者養成における経験録（試案）を作成した。今後は、この経験録（試案）を基にした保育現場との話し合い、実際に経験録（試案）を学生が使用し、効果を検証する必要がある。

キーワード：保育実習、経験録、到達度

I 目的

保育者（幼稚園教諭、保育士）を養成するにあたり、学生一人ひとりの学びを振り返り、課題や次の目標を明らかにすることは、大切なことである。

幼稚園教諭養成においては、養成期間全体の学びの振り返りのための科目として、「教職実践演習」が設けられている。その内容としては、「教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする」とされている³⁾。その確認のためのツールとして、「履修カルテ」が導入されている。履修カルテは、入学の段階からそれぞれの学生一人一人の学習内容、理解度等を把握するため作成し、資質能力の確認まとめをし、参照しながら個別に補完的な指導を行うものである。

一方、保育士養成の中でも、養成期間全体の学びを振り返る科目として「保育実践演習」がある。保育実践演習の目的では、「必修科目（保育実践演習を除く。以下同じ。）及び選択必修科目

の履修状況を踏まえ、自らの学びを振り返り、保育士として必要な知識・技能を修得したことを確認する」¹⁾ことが掲げられている。その必要な知識技能を修得したことを確認するための方法・内容としては、参考例として、以下のようなものが挙げられている。

1. イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
2. 保育士の意義や役割、職務内容、児童に対する責任等についてのグループ討論。ロールプレイング
3. 社会性、対人関係能力、児童理解等についてのグループ討論
4. 保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
5. 資質能力の確認、まとめ

しかし、幼稚園教諭養成のように、学びの振り返りのためのツールである「履修カルテ」のようなものは、特に設けられていない。

保育士養成においても、履修カルテのように、学生の学びを振り返り、課題を明らかにしながら次の目標を明らかにするものが必要であろう。

ここで、幼稚園教諭養成と同様の履修カルテを保育士養成でも取り入れるという方法が考えられる。しかし、より具体的に学生の学びを確認できる方法として、筆者は、看護師養成や介護福祉士養成で使用されている「経験録」に着目した。経験録は、学生が実際に経験した内容をチェックリスト方式で確認し、後の学びに生かしていくものである。学校での学習というよりも、学生が、実習において実際に経験した内容を確認し振り返るために使われることが多い。

看護師養成においては、杉本ら(2006)が、経験録を基に、「基本的な看護技術の水準」における経験度からみた看護技術の検討を行い、経験度の低い項目について学内演習の充実などの取り組み強化を訴えている⁴⁾。また、郡司理恵子ら(2006)は、成人看護実習における看護基本技術の経験状況を把握するため経験録を分析し、実習や技術演習の充実、他領域との連携、基本技術の到達レベルを明らかにした上で教育評価を行う必要性を指摘している⁵⁾。さらに、成田ら(2007)は、母性看護学実習における母性看護技術の経験状況を明らかにしている。その中では、実際に実施や見学をしているにもかかわらず、学生自身が記録していない項目があることがわかり、意図的にかかわりを強化する必要性を示した⁶⁾。荒川ら(2009)は、基礎看護技術実習における看護技術の経験の実態を経験録を基に明らかにする中で、1年次の基礎看護技術実習での結果を踏まえて、2年次以降の演習や実習で学生が技術を経験する機会を設けることが、基礎看護技術の向上に向けた有効な手段と考えられると結論付けている⁷⁾。

介護福祉士養成においては、井上ら(2012)が、2009年度にスタートした介護福祉士養成の新カリキュラムでの履修を終える卒業直前の学生における「一人で実施できる項目」「指導者の指導があれば実施できる項目」「全く実施できない」「未経験」の項目を明らかにし、当時使用していた経験録の技術項目の細目と到達レベルを再検討する基礎資料を得るため、経験録の分析を試みている⁸⁾。

保育士養成として、経験録と称するものは現在見当たらないが、実習に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による通知、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」別紙2「保育実習実施基準」において、第3 実習施設の選定等、5 「指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指

導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること」となっており、実習指導者は学生の学びを随時確認していくことが求められている¹⁾。

別紙 3「教科目の教授内容」別添 1「保育実習指導Ⅰ」の目標では、学生が、事前に「実習の内容を理解し、自らの課題を明確にする」、「実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、新たな課題や学習目標を明確にする」とある¹⁾。また、「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」の目標として、「実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする」とある¹⁾。学生自身にも自らの学びを振り返り、課題や認識を明確にすることが求められている。

学生の学びを記録するための方法としては、実習指導者が実習施設を訪問した際に記録する訪問記録、学生自身が記す実習日誌、実習施設の指導者による実習評価などが考えられる。

実習訪問記録や実習日誌では、記述により、保育実践の内容や実習生の思い、実習指導者の思いなどを詳細にとらえることができる反面、何を経験したのか、何ができるようになったのかという達成度を偏りなく測るのは容易ではない。

実習施設の指導者による実習評価は、点数化されている場合が多いと推測されるが、大項目や中項目のレベルの項目であり、学生自身が具体的に経験しできるようになったことを詳細に記すことまでには至らないと考える。評価項目を増やし詳細に評価していくことも考えられるが、実習施設の指導者の負担増もあるため実現は難しいであろう。

そこで、保育士養成の中で、経験録と同じようにチェックリスト方式で、学生自身が自己評価をできるものを探したところ、『実習生のための自己評価チェックリスト』編纂委員会（代表民秋言）が示した『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』（2011）が挙げられる。学生自身がチェックリスト方式で振り返っていくため、実習施設の指導者の負担を増やさず、学びを振り返っていくことができると考える。実習生のための自己評価チェックリストは、幼稚園免許状や保育士資格を取得するための実習がより充実したものになるよう作成された。実習生が実習でどれだけの学びをすることができたかを自己点検・自己評価するためのものである。実習を「実習前」「実習中」「実習後」の3段階に大きく分けている。評価を学生自身が行う。186項目あり、肯定的な「はい」否定的な「いいえ」の2つしか用意されていない。そのことで、自分の実習をみつめ、振り返りの結果を見出すためのものである²⁾。

しかし、実習生のためのチェックリストは、実習前の確認と実習後のチェックが主な流れとなる。他にも経験録との違いがいくつか見られ、そのままでは、看護師養成や介護福祉士養成におけるような経験録として活用できるわけではないので工夫が必要になるであろう。

以上を踏まえ、本研究では、保育士養成における実習での学びを振り返り、達成度と課題を明らかにできるような保育分野の経験録（試案）の作成を目的として研究を行う。

II 方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」で示された教科目「保育実習Ⅰ」の教授内容¹⁾と『実習生のための自己評価チェックリスト』編纂委員会（代表民秋言）が示した『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』（2011）²⁾を基

に、保育実習における「経験録（試案）」を作成する。

Ⅲ 結果及び考察

1. 経験録作成の流れ

(1) 看護師養成

看護師養成では、2003年に「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」が出され、無資格者である学生が実習で行う項目と実施水準を示した⁹⁾。

水準Ⅰ：教員や看護師の助言・指導により学生が単独で実施できるもの。

水準Ⅱ：教員や看護師の指導・監視の下で実施できるもの。

水準Ⅲ：原則として看護師・医師の実施を見学する。

その後、2007年に厚生労働省から出された「看護基礎教育の充実に関する検討会」の報告書において、看護専門職者として生涯にわたり専門性を深めていくための基礎能力を確実に培うこと、国家資格を有した看護職者として習得しなければならない基本的な看護実践能力について、卒業時の到達目標が示された。看護師教育の技術項目と卒業時の到達度を4段階で示している¹⁰⁾。

水準Ⅰ：単独で実施できる。

水準Ⅱ：指導のもとで実施できる。

水準Ⅲ：学内演習で実施できる。

水準Ⅳ：知識としてわかる。

以上のように、看護師教育の技術項目と卒業時の到達度を4段階の水準に分け、明確に示していることが特徴である。

各養成校では、この看護師教育の技術項目と卒業時の到達度を元に実習における経験録を作成している。

(2) 介護福祉士養成

介護福祉士養成では、2011年「介護福祉士養成課程における技術習得度評価等の基準策定に関する検討会」において、「介護福祉士養成課程卒業時の到達目標」が示された¹¹⁾。評価項目を「知識に関する評価項目」と「技術に関する評価項目」に分け、それぞれ「大項目」と「中項目」を設けている。知識に関する評価項目では、「〇〇について説明できる」という形式とし、技術に関する項目では、中項目ごとに「技術の到達度」を示している。技術の到達度は、以下の4段階で表している。

Ⅰ 実習において、利用者に対して単独で実施できる

Ⅱ 実習において、利用者に対して指導者の立会いの下で実施できる

Ⅲ 実習での実施は困難であるが、学内演習で実施できる

Ⅳ 実習及び学内演習での実施は困難であるが、知識として理解している

特に「利用者の尊厳の保持・自立支援にかかわる介護実践能力」については、「A」「B」の2パターンについて評価することとし、あわせて必要な介護の度合いや方法は利用者の状態像によって変化するため、この状態を念頭に「A」「B」それぞれについて評価できるよう、「評価の際に必要な利用者の状態像（例）」を示している。

<技術の到達度の評価における基本的なパターン>

A 介護者の見守りや声かけで行う介護技術

B 介護者が利用者の体に触れて行う介護技術

※なお、「A」「B」いずれにおいても、利用者が自分でできるようになることを支援する介助を含むものである。

以上のように、看護師養成と同様、技術の到達度を4段階の水準に分けて明確にしていることに加え、利用者の状態像(例)を示し、介護技術の種類をAB2つのパターンに分け示している。

知識に関する評価項目は記述試験や演習時の口頭試問等で評価し、技術評価の詳細な着眼点・チェック項目については各養成施設で検討し、委託先の実習施設の実習指導者とも連携の上、共通理解を図り、実習時の経験目標や評価方法について、具体的に取り決める必要があるとしており、各養成校はこの介護福祉士養成課程卒業時の到達目標を基に経験録を作成している。

(3)保育士養成

保育士養成では、保育士の技術項目と卒業時の到達目標は必ずしも明示されているとは言えないが、指定保育士養成施設として学習する内容が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による通知、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」において、教科目の教授内容として示されていることから、この教授内容を到達目標として本研究では扱うこととする。

また、経験録作成の流れとしては、この教授内容の中に掲げられている達成すべき目標と学習する内容を、学生自身が振り返り確認しやすいような具体的な技術項目まで下ろし、示していく作業が必要になる。この具体的な技術項目のレベルに近いものが、『実習生のための自己評価チェックリスト』編纂委員会(代表民秋言)が示した『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)²⁾と考えられる。学生自身が実習を振り返りチェックできるような具体的な項目になっていることが理由である。このことから、具体的な技術項目の設定は、『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)の項目を参考にすることとする。

次節では、他分野にならない、卒業時の到達目標と考えられる教科目の教授内容をもとに具体的な技術項目を水準ごとに設定し、経験録を作成していく。

2. 保育実習における「経験録(試案)」

本研究では、保育士養成における学びの振り返りのためのツールを作成することを目的としている。また、保育実習における「経験録(試案)」を作成するに当たり、『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)の項目を参考にすることとした。このチェックリストは、幼稚園実習や保育所実習を対象としたものであることから、保育所における実習の経験録作成を行い、保育士養成における施設実習や幼稚園教育実習は対象としないこととする。さらに、試案のため、保育実習Ⅰの中の保育所実習2単位のみを対象として作成する。

(1)到達目標

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による通知、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」において、教科目の教授内容に示されている保育所を対象とした科目は、保育実習Ⅰの

中の保育所実習(2単位)の内容は、表1のとおりである。この内容を到達目標とする。

表1 保育実習Ⅰの中の保育所実習(2単位)の内容

<p>【保育実習】</p> <p><科目名></p> <p>保育実習Ⅰ (実習・4単位：保育所実習2単位・施設実習2単位)</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。2. 観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深める。3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。4. 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。 <p><保育所実習の内容></p> <ol style="list-style-type: none">1. 保育所の役割と機能<ol style="list-style-type: none">(1) 保育所の生活と一日の流れ(2) 保育所保育指針の理解と保育の展開2. 子ども理解<ol style="list-style-type: none">(1) 子どもの観察とその記録による理解(2) 子どもの発達過程の理解(3) 子どもへの援助やかかわり3. 保育内容・保育環境<ol style="list-style-type: none">(1) 保育の計画に基づく保育内容(2) 子どもの発達過程に応じた保育内容(3) 子どもの生活や遊びと保育環境(4) 子どもの健康と安全4. 保育の計画、観察、記録<ol style="list-style-type: none">(1) 保育課程と指導計画の理解と活用(2) 記録に基づく省察・自己評価5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理<ol style="list-style-type: none">(1) 保育士の業務内容(2) 職員間の役割分担や連携(3) 保育士の役割と職業倫理

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」別紙3「教科目の教授内容」を基に筆者作成¹⁾

(2)経験録作成の基本的考え方

実際の経験録として、介護福祉士養成を行っている富山短期大学福祉学科で使用している経験

録を基にした¹²⁾。その概略は以下のとおりである。

オリエンテーション項目と生活支援技術に関する項目に分かれ、基礎、介護計画、介護過程、総合の各実習の段階における到達目標を「説明」「見学」「経験」の3つに区分し、段階を踏まえて習得する。

説明 指導者あるいは担当職員からそれぞれの項目について説明を受け、理解できた。

見学 指導者あるいは担当職員の説明を受け、実践を意図的に見学した。

経験 説明、見学を踏まえた上で自分で

A 指導者あるいは担当職員と共に実践した

B 指導者あるいは担当職員の確認のもと一人で実践した

実習生は、毎日実習中に体験した項目について「説明」「見学」「経験」のどれに該当するかを自分で判断し、所定欄にボールペンで○印を記入する。

※印は必ずしも実施しなくてもよいが、可能であれば適宜実施してもよい項目

実習中は、説明、見学、経験した時に記入し、少なくとも1週間に1回は点検を受ける。実習最終日には指導者に提出し、確認印を受ける。

これを保育士養成に置き換えると、以下のようなになる。

オリエンテーション項目と保育技術に関する項目に分かれ、保育実習Ⅰにおける保育所実習、保育実習Ⅱにおける保育所実習の段階における到達目標を「説明」「見学」「経験」の3つに区分し、段階を踏まえて習得する。

説明 指導者あるいは担当職員からそれぞれの項目について説明を受け、理解できた。

見学 指導者あるいは担当職員の説明を受け、実践を意図的に見学した。

経験 説明、見学を踏まえた上で自分で

A 指導者あるいは担当職員と共に実践した

B 指導者あるいは担当職員の確認のもと一人で実践した

実習生は、毎日実習中に体験した項目について「説明」「見学」「経験」のどれに該当するかを自分で判断し、所定欄にボールペンで○印を記入する。

※印は必ずしも実施しなくてもよいが、可能であれば適宜実施してもよい項目

実習中は、説明、見学、経験した時に記入し、少なくとも1週間に1回は点検を受ける。実習最終日には指導者に提出し、確認印を受ける。

(3) 保育実習における「経験録（試案）」

実際に、作成した保育実習における「経験録（試案）」（表2）を以下に示すが、今回は、試案として、保育所実習Ⅰに関してのみ作成した。大項目と中項目については、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」¹¹⁾において、教科目の教授内容に示されている「保育実習Ⅰ」の中の「保育所実習(2単位)」の内容を基にし、小項目については、『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)²⁾の項目を参考にしつつ、筆者が経験録の形式に合わせて作成した。

表2 「保育実習Ⅰ」の中の「保育所実習(2単位)」の経験録(試案)

実習項目		説明	見学	経験
1 保育所の役割と機能	(1)保育所の生活と一日の流れ	①登園		
		②身支度		
		③遊び		
		④片付け		
		⑤集まり		
		⑥おやつ		
		⑦食事		
		⑧衣類の着脱		
		⑨排泄		
		⑩午睡		
		⑪年齢別活動		
		⑫異年齢活動		
		⑬降園		
	(2)保育所保育指針の理解と保育の展開	①保育所保育指針の理解と保育の展開		
		②実習園の保育方針の理解と保育の展開		
③障害児保育の理解と保育の展開				
2 子ども理解	(1)子どもの観察とその記録による理解	①一人ひとりの特徴		
		②日々の様子の違い		
		③内面の理解		
		④育ちの理解		
	(2)子どもの発達過程の理解	①配属クラスの子どもの発達過程		
		②一人ひとりの発達過程		
		③障害のある子どもの発達過程		
	(3)子どもへの援助やかかわり	①実習生の自己紹介		
		②一人ひとりの名前の把握		
		③一人ひとりへの声かけ		
		④一人ひとりの話の傾聴		
		⑤一人ひとりとの会話		
		⑥自分の意見を言うことのできる雰囲気づくり		
		⑦他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような雰囲気づくり		
		⑧障害のある子どもとのかかわり		
(1)保育の計画に基づく保育内容	①保育の計画と保育内容の関係			
	②保育のねらいと内容との関係			

3 保育内容・保育環境	(2)子どもの発達過程に応じた 保育内容	①手遊びの指導			
		②絵本の読み聞かせ			
		③紙芝居の読み聞かせ			
		④ペープサート			
		⑤パネルシアター			
		⑥エプロンシアター			
		⑦歌遊び			
		⑧ピアノの演奏			
		⑨さまざまな楽器の演奏			
		⑩ごっこ遊び			
		⑪言葉遊び			
		⑫絵画表現			
		⑬造形表現			
		⑭身体遊び			
		⑮リズムを伴った遊び			
		⑯乳児の表情や泣き声の読み取り			
		⑰スキンシップ			
		⑱抱っこ			
		⑲おんぶ			
		⑳授乳			
	㉑おむつ交換				
	㉒寝かしつけ				
	㉓喃語への応答				
	㉔指差しへの応答				
	(3)子どもの生活や遊びと保育 環境	①一人ひとりの居場所			
		②動線に配慮した環境			
		③体を十分に動かして遊べる環境			
		④探索活動が十分にできる環境			
		⑤興味・関心が高まる魅力的な環境			
		⑥一人遊びがじっくりとできる環境			
		⑦友達とのかかわりが生まれる環境			
	(4)子どもの健康と安全	①視診			
		②一人ひとりの健康状態の確認			
③一人ひとりの服装、頭髪、皮膚、爪などの清潔さ					
④実習生自身の服装、頭髪、皮膚、爪などの清潔さ					

		⑤事故やけがの発生の防止			
		⑥事故やけがの発生時の報告、対応			
		⑦おもらしをしたときの配慮			
		⑧衣類の着脱への働きかけ			
		⑨手洗いやうがいへの働きかけ			
		⑩大型遊具等の使用方法、順番の伝え方			
		⑪ハサミやナイフなどの道具の使い方			
4	(1)保育課程と指導計画の理解と活用	①保育課程の理解と活用の実際			
		②指導計画の理解と活用の実際			
	(2)記録に基づく省察・自己評価	①子どもの様子の記録			
		②5領域の記録			
		③養護の記録			
④実習目標と反省・評価の記録					
5	(1)保育士の業務内容	①子どもの保育			
		②子育て支援			
		③保育士の1日の業務内容の把握			
	(2)職員間の役割分担や連携	①保育者（指導担当職員）の助言、指導の受け止め			
		②保育者（指導担当職員）からの注意や指摘の受け入れ			
		③報告、連絡、相談			
		④指示された仕事の責任ある遂行			
		⑤保育者の行動の背景にある意図について、質問し、理解			
		⑥自分の意見をもった保育者との話し合い			
		⑦チーム保育			
	(3)保育士の役割と職業倫理	①ふさわしい身だしなみ			
		②明るく元気な挨拶			
		③分かりやすい温かな言葉			
		④気持ちの受け止め			
		⑤せかず言葉、静止する言葉を不必要に用いない			
		⑥性差への先入観による固定的な対応をしない			

IV まとめ

本研究では、保育士養成における実習での学びを振り返り、達成度と課題を明らかにできるような保育分野の経験録（試案）の作成を目的としていた。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」で示された教科目「保育実習Ⅰ」の教授内容¹⁾と『実習生のための自己評価チェックリスト』編纂委員会（代表民秋言）が示した『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)²⁾を基に、保育実習における「経験録（試案）」を作成することとした。

大項目と中項目については、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」において、教科目の教授内容に示されている「保育実習Ⅰ」の中の「保育所実習(2単位)」の内容を基にし、小項目については、『実習生のための自己評価チェックリスト第2版』(2011)の項目を参考にしつつ、筆者が経験録の形式に合わせて大幅に加筆修正した。

活用方法としては、以下のようなことが考えられる。

1. 実習生が、実習前に養成校の指導者の指導のもと、経験録(試案)を用い、学びへの見通しをもつこと
2. 実習生が、実習中に実習施設の指導者の指導のもと、経験録(試案)を用い、学びの確認、次の実践への課題を明らかにしていく
3. 実習生が、実習最終日に実習施設の指導者の確認を得、実習後に養成校の指導者の指導のもと、実習での学びを振り返り、達成度と課題を明らかにする

しかし、試案ということもあり、保育所実習Ⅰの経験録作成にとどまること、また、項目内用が実際の使用に耐えうるものであるかについては今後さらに検討が必要である。今回作成した試案を実習指導で使用しつつ、養成校指導者、実習施設指導者、学生の3者で検討を重ね、改良を加えていくこととしたい。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(2013)
- 2) 『実習生のための自己評価チェックリスト』編纂委員会(代表民秋言)、実習生のための自己評価チェックリスト第2版(2011)萌文書林
- 3) 教育職員免許法施行規則第6条1項の表備考十一
- 4) 杉本幸枝、土井英子、中山亜弓、「基本的な看護技術の水準」における経験度からみた看護技術演習の検討(2006)新見公立短期大学紀要第27巻.57-65.
- 5) 郡司理恵子、安藤悦子、岡田純也、川波公香、浦田秀子、寺崎明美、成人看護学における技術教育についての検討-成人看護学実習における看護基本技術の経験状況から-(2006)保健学研究19(1)、27-35.
- 6) 成田恵美子、渡邊竹美、糠塚亜紀子、篠原ひとみ、兒玉英也、母性看護学実習における学生の看護技術経験の認識に関する調査(2007)秋田大学医学部保健学科紀要15(1)、58-67.
- 7) 荒川千秋、神原裕子、吉野由紀江、佐藤亜月子、杉本龍子、関根龍子、基礎看護技術実習における看護技術の経験の実態-平成18年度と平成19年度の看護技術経験録から-(2009)目白大学健康科学研究第2号、73-80.
- 8) 井上理恵、石橋郁子、松井紀久子、関好博、西井啓子、施設介護実習での到達度に関する研究～経験録の項目をもとにした調査～(2013)富山短期大学紀要第48巻、1-15.
- 9) 看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会、看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書(2003)

- 10) 看護基礎教育の充実に関する検討会、看護基礎教育の充実に関する検討会報告書(2007)
- 11) 介護福祉士養成課程における技術修得度評価等の基準策定に関する検討会、介護福祉士養成課程卒業時の到達目標(2011)
- 12) 石橋郁子、井上理絵、関好博、西井啓子、松居紀久子、石吾明子、介護実習の手引き(2011)
富山短期大学福祉学科